

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年12月29日 16時00分ごろ
発生場所	沖縄県南城市久高島東南東方沖 久高島灯台から真方位105° 40.0海里付近 (概位 北緯25° 59.0′ 東経128° 35.5′)
インシデントの概要	漁船第二 <sup>きく</sup> 久丸は、漂泊中、主機が始動しなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年1月6日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二 <sup>きく</sup> 久丸、18トン ON2-1096（漁船登録番号）、個人所有 第282-15842号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、不詳 機関長、不詳
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、機関出力が低下したので主機を停止して漂泊し、機関長が燃料こし器のフィルタを取り替え、主機を始動しようとしたところ、セルモータの運転音はするものの、主機が始動しなくなった。 本船は、機関整備業者が点検した結果、セルモータのピニオンギアに欠損を生じていることが確認された。 セルモータは、同モータのピニオンギアと主機のフライホイールリングギアとがかん合し、主機を始動するようになっていた。
分析	本船は、主機を始動しようとした際、セルモータのピニオンギアが欠損していたことから、同ギアと主機のフライホイールリングギアとがかん合せず、主機が始動できなくなったものと考えられるが、ピニオンギアが欠損した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、主機を始動しようとした際、セルモータのピニオンギアが欠損していたため、同ギアと主機のフライホイールリングギアとがかん合せず、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的にセルモータの点検及び整備を行うこと。